

町 長	副町長	課 長	主 幹	担 当	合 議

会 長

署名委員

署名委員

## 第 2 回 上富良野町国民健康保険運営協議会議事録

- 1 日 時 自 平成 28 年 8 月 30 日 19 時 00 分  
至 平成 28 年 8 月 30 日 20 時 05 分
- 2 場 所 上富良野町役場 3 階 第 3 会議室
- 3 出席者

公 益 代 表 北川 昭雄・五十嵐 順美・木津 晴美

保険医・薬剤師代表 渋江 久・園田 明弘

被 保 険 者 代 表 鎌田 孝徳・藤崎 環

(欠席委員 松井 英治・大内 和行)

事 務 局 副町長・町民生活課長・健康づくり担当課長・健康推進班主幹

税務班主幹・三好主査・柿原主事

- 4 付議議題

・平成 28 年度国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について

副町長挨拶	
副町長	夜分大変お疲れのところご参集いただき感謝申し上げます。
	本日6時半頃、上富良野に大雨警報が発令されました。7月31日の夜から8月1日にかけて大雨により、道路・河川・排水・公共施設・農業など、約3億円の被害が取りまとめられました。また8月17日から23日までにも大雨があり、被害状況は取りまとめ中ですが、大きな災害となりました。直接国保とは関係ありませんが、今回のように3つの台風が北海道に直撃してきた経験はなく、雨・土砂等の防災対策をしっかりとしていかなければいけないと実感しました。
	本日は9月定例議会へ上程する補正予算について諮問させていただきます。またここ3か月間の医療費の給付状況についてご報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。
会長挨拶	
会長	今、台風10号が北海道に近づいてきているということで心配な状況です。また湿度が高く蒸し暑い中、お疲れのところお集まりいただきありがとうございます。
	本日は、新年度に入り約3か月間の給付状況についてのご報告と9月定例議会へ上程する補正予算についてご審議いただきたいと思います。また国保については、財政面で厳しい状況にあるが、今年については順調に推移しております。しかし、今年は台風の影響で農家が大きな被害を受けているため、その分保険税等について懸念されるところありますが、安定した運営になるように今後ご協力をお願いしたいと思います。
町民生活課長	規則第5条で議長は会長が務めることとなっておりますので会長の進行でお願いいたします。
会長	会議録署名委員については規則第9条第2項の規定により協議会に諮りこれを決めることとなっております。医師薬剤師代表から渋谷委員、被保険者代表から藤崎委員をお願いしたいと思います。
2 報告事項	
(1) 平成28年度国民健康保険給付の状況について	
事務局	議案P1～4 平成28年度国民健康保険給付の状況について説明。
	3月診療から5月診療までの3か月分の給付状況についてご説明いたします。

1 ページ上段右上の年間平均被保険者数については、昨年の同時期と比較して、138 人減の 2,819 人となっております。受診件数も減少しております。

また、中段に 1 人当たりの費用額と保険給付費の前年対比が 95.71%、95.47%とあり 5%程減少している数値になっておりますが、昨年の同時期については大きな給付があったため給付額が例年よりも多かったために比較すると減少ということとなりますが、現在の給付状況については平年並みの給付となっております。

2 ページと 3 ページにつきましては、一般分と退職分の内訳となっております。

4 ページは給付状況をグラフで表したものでありますが、昨年度の黄緑色の棒グラフが伸びていることがご覧になれるかと思えます。

今年度については赤色の折れ線グラフになっており、平成 26 年度に近い給付状況で推移しており、現在は当初予算並みの給付状況となっておりますことをご報告いたします。

## (2) その他

### 健康づくり担当課長

特定健康診査・特定保健指導の実施状況について説明。

今年度の特定健診は 7 月 4 日から 15 日までの 2 週間実施いたしました。特定保健指導については現在実施中という状況であります。平成 20 年度から特定健診・保健指導が始まり、第 I 期の 5 年間で第 II 期の 5 年間で国の目標数値も変化し、平成 30 年度からは国保の財政主体が都道府県に移行するなど大きな法改正がある中で、特定健診が位置付けられていますが、特定健診を実施することで医療費の適正化が図られることが検証されてきています。平成 26 年度の実績数値が、今年度の特別調整交付金の額に影響しますが、特定健診受診率、特定保健指導実施率ともに国の基準 60%以上を達成しているところです。平成 27 年度の特定健診受診率については、70%を目標としていますが、4 月末暫定で 69.1%ということで、現在対象者数、データ受領等の整理しているところです。平成 28 年度については、11 月の健診に向けて、受診率の向上を目指していきたいと考えているところです。平成 27 年度の特設保健指導実施率については、6 か月後の特定保健指導の評価が必要で、今年度 7 月の受診者の結果を入力する必要があるため、現在整理中となっております。上富良野町計画も平成 29 年度までとなっておりますので、来年度は大きな節目になると考えております。

次に平成 24 年度から 5 年間の特定健診受診者のうち有所見者の様子を表したグラフとなっております。

糖尿病 (HbA1c) 正常の割合は 10.7% で 1 割しかいませんでしたが、平成 28 年度は 61.5% と半分以上が正常となりました。糖尿病の可能性が否定できない方が非常に多かったが、生活習慣を見直すことで改善された結果となりました。また平成 24 年度には 23 人いた重症化の方が、平成 28 年度には 4 人となりました。特に治療中の方も非常に良い割合となっております。

次に血圧の年次比較となっております。平成 27 年度から新しい血圧計を導入したことで、精度が上がり新たな受診勧奨対象者を拾うことができ、適切な治療をすることで、平成 28 年度にはⅡ度以上高血圧の方を減少させることができました。

まだまだⅡ度以上高血圧がいるため、家庭血圧を測りながら、塩分やメタボリックの解消に取り組んでいきたいと考えております。

最後に悪玉コレステロール (LDL-C) の年次比較となっております。メタボリックとは関係なく、やせでも高い方もおり、血管にストレスもかかるものです。平成 26 年度までは、重症化しやすい方がなかなか減らなかったが、やせを含めた保健指導や薬の効果により、治療中の方が理解し、生活習慣を見直すことで改善出来ていると判断しております。この結果が国保の医療費を含めて効果が表せるよう事後の保健指導をしているところです。

浜江委員 (糖尿病、高血圧の治療等について医学的意見をいただく。)

## 2 諮問事項

### (1) 平成 28 年度国民健康保険特別会計補正予算について

事務局 議案 P5~7 により説明。

5 ページからの平成 28 年度国民健康保険特別会計補正予算概要についてご説明いたします。

#### 補正の概要 (歳入)

①被保険者の減少による国民健康保険税の減額補正で、給付状況の中でもご説明しましたが、毎年被保険者数が減少傾向にある中で、ある程度予算の中でも減少を見込んだ予算を作成しているところですが、昨今の社会情勢等により被用者保険の加入者が例年よりも増加したため保険税の減額補正となります。

	②国民健康保険税の減額に伴う国庫及び道費の財政調整交付金・療養給付費交付金の増額補正ですが、保険税の減額分について、国及び道の交付金及び退職分の療養給付費にて増額で見込んだところです。
	(歳出)
	①一般被保険者保険税還付金の増額補正ですが、確定申告の修正により昨年の所得が大きく下がった被保険者がおり、当初予算において60万円予算措置していたところですが、1人で25万円近い還付金が発生したことによる補正です。6ページ7ページにつきましては、補正額を含めた全体の予算です。
会 長	ご意見ご質問ございませんか。なければ6月議会へ上程させていただいてよろしいでしょうか。
各委員	(他に意見なし。賛成多数、承認される。)
3 その他	
(1) 上富良野町債権管理条例について	
町民生活課長	上富良野町債権管理条例は、今回新たに条例を設けるもので、9月議会に上程する予定となっています。
	国民健康保険税の平成27年度実績では、99.4%（現年度分）の収納率で、残り数%が未納で滞納管理をさせていただいている状況です。町の国保の加入者については、高い意識をもって納めていただいていると認識しています。
	金銭の給付を目的とする本町が保有する権利を債権と呼び、徴税や国民健康保険税のほか、公共施設の使用料や貸付金の償還金など、多岐に渡ります。これらの債権を適正に管理することは、町民負担の公平性の確保と円滑な財政運営に直結することから、本町では滞納債権の取組強化等、収納対策を進めて参りました。
	こうした収納率向上のための各種対策を講じてきた一方、町の債権はその発生原因の違いから根拠法令が異なり、様々な事務処理や対応が求められるため、関係所管と連携し、債権管理の公平、公正を確保するとともに、効果的な滞納の予防や債権回収に向けた取組みを着実に進める必要があります。債権管理の一層の適正化を図るためには、諸課題に適確に対応する必要があります。体系的な管理基準に加え、司法手続や徴収不能な債権の処理基準を明確にするため、「上富良野町債権管理条例」を制定するものです。
	町の債権は、公債権と私債権に分かれています。公債権は、町税・国民健康保険

	<p>税・介護保険料等の強制徴収公債権と、公共施設使用料等の非強制徴収公債権に分かれています。私債権は、水道料金・公営住宅使用料・病院代等になります。同じ町の債権でもそれぞれの根拠法令が異なります。非強制徴収債権は、自力執行権がないため、債権の回収を行うためには、裁判手続が必要となります。また、不納欠損処理する場合は、地方自治法の適用や議会の議決が必要です。</p> <p>上富良野町債権管理条例に定める内容は、次の5点となっています。</p> <p>①債権管理や処理の基準を統一化します。</p> <p>②納入に誠意のない滞納者への法的措置を明確化します</p> <p>③延滞金（遅延損害金）に関する基準を明確化し、徴収を図ります</p> <p>④生活困窮滞納者への対応を明確化します</p> <p>⑤私債権に関して、「債権の放棄」の規定を設け、その基準を明確化します</p> <p>スケジュールについては、平成28年9月議会上程、議決後、町民等へ周知、平成29年4月1日施行を予定しています。</p>
税務班主幹	<p>強制徴収公債権については、差押えを行っており、高い収納率として結果が出ています。法律に定められていてやらなければいけないのは、延滞金を徴収することで、そのためには併せて生活困窮者への対応を定めなければならない。また13条に定める債権の放棄について、条例独自で定めるものですが、私債権は時効を迎えても債務者が時効と言わない限り、債権として残り続け、管理しなければいけないが、永久に管理していくことは適当ではないため、債権の放棄について定めるものです。</p>
町民生活課長	<p>平成27年度の国民健康保険税の未収納額は、約200万円ありますが、未納実人数は23名です。約1万2千件の納付書を発行しており、うち督促を出したのは1,304件で割合は11%と把握しています。延滞金を取るという事で、9月議会に条例を上程して、来年4月に向けて住民に制度をしっかりと理解していただく期間を取った、スケジュール組ませていただきました。</p>
会 長	<p>上水道料金と下水道使用料は、同じではないか。</p>
税務班主幹	<p>徴収は同じ納付書で一緒に行っているが、上水道は水を売っているということで私債権、下水道は使用料なので公債権となっている。</p>
会 長	<p>私債権は、放棄できるよう定められるのですね。</p>
税務班主幹	<p>債権は放棄しない限り、管理し続けなければいけないので、放棄について定めて</p>

